

授業改善研修参加レポート 所属（現代中国学部） 氏名 梅田康子
（ 法学部 ） 氏名 中尾 浩

「日本語教育の質の維持向上に関する説明会」

・「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて」の概要と新法案の制定について

主催：日本私立大学団体連合会

場所：Zoom ウェビナー

期間：2023年3月9日（木）14:00～

1. 研修の内容

近年、国内の日本語学習者が増加する一方、その教育を担う日本語教師の不足や日本語教育機関の質保証が課題となっている。文化庁では、有識者会議を設置し、その問題解決を図る仕組みを「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」に取りまとめた。そして、この報告に基づく新たな法案（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法案）が今国会で提出される予定である。

この新法案が私立大学の日本語教育・国際交流部門にどのような影響を与えるか、特に、留学生別科や日本語教員養成課程を擁する大学ではどのような対応が必要なのか関心の集まる場所である。以上のことから、本会では有識者会議のとりまとめの概要と新法案について私大国際交流担当者に幅広く理解されることを目的とし開催された。

会の始めに「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）の概要及び日本語教育法案の主旨」として、文化庁国語課長圓入氏から40分ほどの概要説明があり、高等教育局留学生交流室長下岡氏の短い補足を経て、質疑応答を20分ほど行った。

文化庁国語課の配付資料「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて」では、仕組みの概要が流れ図で示された。まず、日本語教育機関の教育の質を認定する制度を創設し、国（文科省）が場合によっては、法務省、経産省と連携し、審査・認定を行う。認定を受けた機関は、その後自己評価と改善を繰り返し、国に定期報告等を行う。国は、その支援として実地調査を行う。また法令違反があった場合、勧告や認定取消しなどを実施する。また、認定日本語教育機関は、国家資格を有する日本語教員（登録日本語教員）を雇用し、教育の質の維持向上を図る。この国家資格は、新たな資格制度として創設される。筆記試験合格及び教育実習修了を経て、国により登録証が交付される。

なお、現職日本語教師は、経過措置として教育実習の免除や筆記試験一部免除などの措置をとる予定である。

以上の仕組みは、現行の「日本語教育能力検定」や「法務省告示基準」に似ているが、相違点がある。端的に言うと、新制度の登録日本語教員は、①国家資格であり、②教育内容に実習を必須とした点が新しい。また、日本語教育機関の認定は、現行では留学生を受け入れる日本語教育機関のみであったが、新制度では、就労や生活者、国内外の日本とつながる子どもの教育においても認定日本語教育機関の活用を奨励することとなる。大学の留学生別科も認定機関の対象とする方向だが、登録日本語教員の配置については別科の特性を踏まえた検討を行うということだ。

また、新法案「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案要綱」も配付されたが、こちらは特段の説明がなかった。

2. 研修の成果

本学には、留学生別科もなく、日本語教育専攻・副専攻課程もないため、今回のトピックにピンと来る者は多くないだろう。しかし、本学には200名近くの学部留学生が在籍し（2020年5月199名）、日本人学生とまったく同じ講義を受け、同等の課題が出され、同等に成績評価されている。このような学部教育に耐えられる日本語力を持つ留学生が今後も入学してくるかという点、楽観視できない。

配付資料によると、法務省告示校（留学生の受け入れが許可された日本語学校）の進学率は72.4%で、その6割が専門学校への進学である。大学進学者は、全体の18.1%に過ぎず、これほど大学進学率が落ち込んでいたとは驚きである。

ここから先は推計になるが、全国約32,900人（2021年度文化庁）の日本語学校生の約4%を愛知県在住（JASSO）とすると1,320人であり、そのうち大学進学者は、推計240人となる。仮にこの半分が2年コースだとして、単純計算で愛知県の大学進学者は年間180人となる。他大学と競合しつつ本学の1学年50人を維持するのは、難しく、新たな入試システムの採用を模索する必要があるだろう。

また、入学者の日本語レベルを問わない新カリキュラムや、入学者の日本語レベルを入学後にも向上させるプログラムなども必要になるかもしれない。日頃、留学生の日本語教育に従事する報告者（梅田）は、今回の研修で、本学の留学生アドミッションポリシー策定の必要性を感じた。

3. 授業への研修成果の反映状況

授業への成果反映で言えば、実習参加時からまだ授業を行っていないため、成果報告することは難しい。ただし、次の学期の授業の中に生かすことができそうだと思う事例は複数ある。

まず、現在、報告者（梅田）が専門演習Ⅲで実施している日本語教育実習を継続するかどうかの検討である。上述の通り、本学には、日本語教育専攻・副専攻課程（大学26単位～）もないため、指定日本語教師養成機関とはならない。また、留学生だけでなく、生活者の日本語教育にも認定日本語教育機関が推奨されるとなれば、登録日本語教員以外の者が日本語を教える機会は減少の一途であろう。したがって、この新たな枠組みと新法案の行方を注視し、自身の授業改善に役立てるとともに、留学生のアドミッションポリシーに沿ったカリキュラムづくりも念頭におく必要があるだろう。

学部長	学習・教育支援センター委員長	学習・教育支援センター委員会	名古屋教務課長	係